

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型について

住宅金融支援機構 地域支援部

昨年3月、住生活基本計画（全国計画）が改定され、住宅政策について、居住者、住宅ストック、産業・地域の視点から8つの目標が掲げられています。さらに、子育て環境の整備、地方移住・定着の実現、コンパクト・プラス・ネットワーク等について、「ニッポン一億総活躍プラン」「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」等においても、強力に推進されています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省及び住宅金融支援機構（以下「機構」）では、今年度、「子育て支援」「U I J ターン」「コンパクトシティ形成」の施策を実施している地方公共団体と機構が協定を締結し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、機構が提供する全期間固定金利型住宅ローン【フラット35】の金利を引き下げることにより、子育て支援や地域活性化の推進を図る制度を創設しました。

制度の紹介

1 各制度の要件

本制度のメニューとしては、「子育て支援型」「地域活性化型」(U I J ターン・コンパクトシティ形成)があります。

各メニューの事業要件等の概要は次のとおりであり、いずれの場合も

- ・地方公共団体が住宅の建設・購入について国費相当分以上の補助金等の財政支援を行うこと。
- ・機構において設置された有識者委員会において、事業内容が適切なものであると認められること。

が必要です。

(1) 子育て支援型

- ・地方公共団体において、計画・方針に位置づけて、保育の受け皿整備等子育て支援の取組を積極的に実施していること。
- ・①若年子育て世帯による既存住宅の取得、②若年子育て世帯・親世帯等による同居のための住宅取得、③若年子育て世帯・親世帯等による近居のための住宅の取得であり、対象となる要件は地方公共団体が地域の実情を踏まえて設定。

(2) 地域活性化型

〈U I J ターン〉

- ・地方公共団体において、計画・方針に位置づけて、起業支援や就農支援等の地域活性化に資する取組及び空き家活用等の空き家の解消に資する取組を積極的に実施していること。
- ・当該地方公共団体の区域外からの移転であり、対象となる要件は地方公共団体が地域の実情を踏まえて設定。

〈コンパクトシティ形成〉

- ・地方公共団体において、計画・方針に位置づけて、都市機能の誘導等のコンパクトシティ形成に資する取組及び空き家活用等の空き家の解消に資する取組を積極的に実施していること。
- ・居住誘導区域外から居住誘導区域内への移転であり、対象となる要件は地方公共団体が地域の実情を踏まえて設定。

2 手続き

(1) 地方公共団体・機構の協定締結

ア 事業申請

地方公共団体は機構に事業申請を行います。

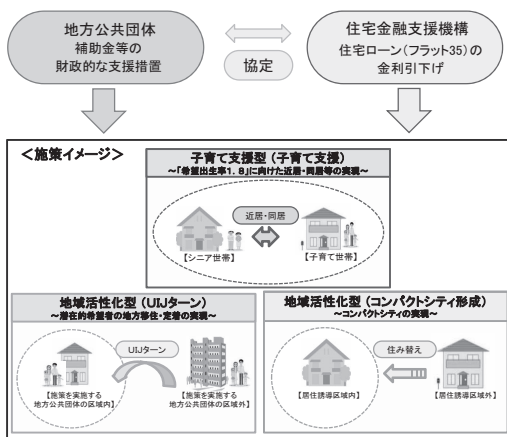
イ 有識者委員会における適切性の審議

審議の結果適切なものと認められた場合、承認となります。

ウ 協定締結

地方公共団体と機構との間で、事業連携に係る協定を締結します。

〈地方公共団体と住宅金融支援機構の連携イメージ〉



(2) 制度利用者の利用対象証明書の提出

本制度の協定を締結した地方公共団体に申請して利用対象証明書の交付を受け、【フラット35】の借入れの契約時まで金融機関に提出します。

3 金利引下げ幅

【フラット35】のお借入金利から当初5年間0.25%が引き下げられます。

協定締結式の開催

1 協定締結状況

制度スタート時4月に事業申請を受け付けたもの

については、有識者委員会の審議をへて、地方公共団体計55団体と協定締結しました。

2 協定締結式・記念講演会

国土交通省及び機構では、これらいわば第一陣となった協定締結の地方公共団体に一堂に会していただき、協定締結式・記念講演会を開催しました。

○平成29年5月25日(木)

○機構すまい・るホール(東京都文京区)

○【第1部】協定締結式

- ・国土交通大臣政務官挨拶
- ・協定締結披露
- ・記念撮影

○【第2部】記念講演会

- ・機構理事長挨拶
- ・地方公共団体からの取組例紹介(栃木市長、小山市長、長瀬町長、松戸市長、高森町長)
- ・記念講演「働き方改革、暮らし方改革の中の住まいのあり方～チーム育児の時代へ～」(少子化ジャーナリスト 白河桃子様)

協定締結の地方公共団体から計33団体52名(うち市町長7名)にご出席いただき、第2部では一般入場者も聴講され(のべ約200名)、盛大な式典となりました。

今後に向けて

制度発足まもない時期にもかかわらず、55団体も地方公共団体と協定締結することができました。

今後より多くの地方公共団体と協定を締結して、融資を通じて、地域における子育て環境の整備や地方創生等の推進を支援してまいりたいと思います。